

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第152号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月13日 18時07分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港の第3区の東海元浜ふ頭F4 愛知県名古屋市所在の名古屋港海上交通センターから真方位076° 1.9海里付近 (概位 北緯35° 02.6′ 東経136° 53.0′)
事故等調査の経過	平成25年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 HUI XIANG (パナマ共和国籍)、3,317トン 9538490 (IMO番号)、HONG KONG RICH MINE RESOURCES LIMITED B 貨物船 かいほう、499トン 140813、信正海運有限公司
乗組員等に関する情報	A 船長A、免状不詳 B 船長B、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾に擦過傷等 B 右舷船首ハンドレール及びフェアリーダーに曲損
事故等の経過	A船は、船長Aほか15人が乗り組み、名古屋港の東海元浜ふ頭F5岸壁に右舷着けの着岸作業を行っていた。 船長Aは、平成25年10月13日17時58分ごろ投錨して機関を後進にし、F5岸壁東隣のF4岸壁に左舷着けで係留中のB船とF5岸壁西隣のF6岸壁に係留していた船との間に着岸しようとしたものの、風の影響でうまくいかなかったため、揚錨し、18時04分ごろ再び投錨して左舷着けで着岸作業を行ったが、F5岸壁と進路とのなす角度（以下「進入角度」という。）が浅く、風下に圧流され、18時07分ごろA船の左舷船尾とB船の右舷船首とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	B船は、船長Bほか4人が乗り組み、軽荷状態であった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、名古屋港の東海元浜ふ頭F5岸壁に着岸作業中、船長Aが錨を投じて岸壁へ接近していたところ、着岸岸壁への進入角度が適切でなく、風下に圧流されたことから、F5岸壁東隣のF4岸壁に係留中のB船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船が、名古屋港の東海元浜ふ頭F5岸壁に着岸作業中、着岸岸壁への進入角度が適切でなく、風下に圧流されたため、F5岸壁東隣のF4岸壁に係留中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風がある状況下で着岸する場合は、あらかじめ風下への圧流の影響を考慮した操船を行うこと。